

2021 DISCLOSURE

ディスクロージャー

三重とこわか国体
第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)
ときめいて人 かがやいて未来 **2021**
三重とこわか大会
第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)

三重とこわか国体 会期前実施競技(水泳・体操・レスリング・柔道)
2021年 9月4日(土)~9月20日(月)

右の模様は音声コードと呼ばれる
バーコードで、専用の読取機で
音声聞くことができます。

2021年5月21日現在

三重国体・大会承認 3第 1-16 号

三重県職員信用組合

組合員の皆さま方には、平素から格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の経営内容を取りまとめたディスクロージャー誌「2021 DISCLOSURE」を作成しましたので、ご高覧いただきご理解を賜れば幸いに存じます。

日本銀行の「異次元金融緩和政策」とりわけ平成28年1月の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入以来、長期にわたり市場金利は極めて低水準で推移し、当組合の経営環境は超低金利の金利環境のもと、厳しい状況が続いています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により我が国経済は依然として厳しい状況にあり、今後の影響拡大が懸念されます。

このような経営環境のなか、令和2年度の決算は、一定の当期純利益を確保するとともに、預金積金残高が前期末残高を上回り、組合員数も着実に増加を続けています。

今後とも、当組合は、限られた経営資源のなか役職員一丸となって組合を運営していくことにより、将来にわたって安定した経営を維持し、組合員の皆さま方のお役に立ち信頼される「三重県職員信用組合」であり続けたいと考えておりますので、引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 紀平 勉

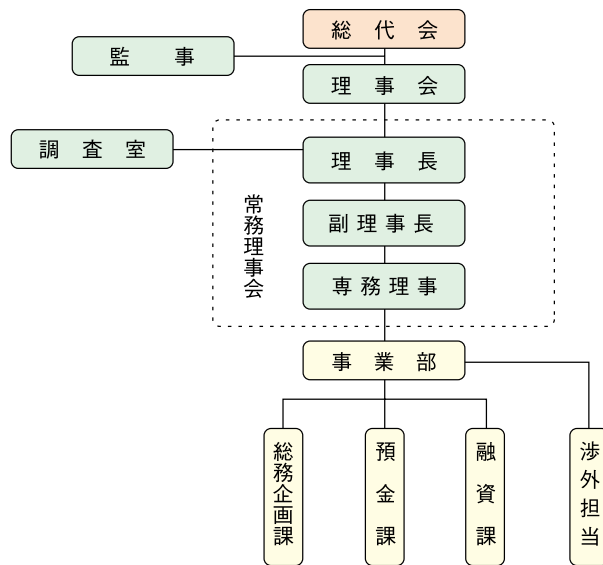
当組合の概要

- 【名称】 三重県職員信用組合
 【設立】 大正13(1924)年10月1日
 【所在地】 三重県津市広明町13番地

当組合のあゆみ(沿革)

- 大正13年10月1日／「三省信用組合」設立
- 昭和45年1月20日／伊勢出張所開設
- 昭和48年8月9日／四日市出張所開設
- 昭和59年6月1日／「三重県職員信用組合」に名称変更
- 平成4年5月31日／伊勢出張所、四日市出張所を廃止
- 平成17年2月7日／金融業務システムを信組情報サービス株式会社(SKI)へ移行
- 平成19年4月27日／ホームページ開設
- 平成20年7月16日／三重県警察職員にも組合員資格を拡大
- 平成23年4月1日／極度型フリーローンの取扱いを開始
- 平成28年4月28日／「ライフサポート資金」の取扱いを開始
- 平成29年1月4日／「有担保大口住宅ローン」の取扱いを開始
- 平成29年6月27日／利用分量配当の導入
- 平成31年4月1日／「マイカーローン」を大幅リニューアル
- 令和元年8月1日／「教育ローン」を大幅リニューアル

事業の組織



令和3年7月1日現在

役員一覧

理事長	紀平 勉	理事	岡 麻子
副理事長	岡田あずさ	理事	中川 貴司
専務理事	松本 直樹	理事	田米 千秋
理事	森岡 昌子	員内監事	安田 稔
理事	大平 和輝	員外監事	安井 広伸
理事	鈴木さおり	員外監事	酒谷 宜幸
理事	北口 哲士		
理事	田中 達也		

令和3年7月1日現在

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	8,952	9,040
法人	10	9
合計	8,962	9,049

◇理事、監事は当組合職員以外の出身者です。

事業方針

■基本理念、経営姿勢、運営方針

基本理念	お役に立ち信頼される金融機関であり続けます
経営姿勢	三職信は三重県の県職員・警察職員の皆さまのために
運営方針	シンプルで誠実な経営に徹します 限られた経営資源のなか役職員一丸となって組合を運営します

■キャッチフレーズ



■中期経営計画の取組方針

(2020年度～2022年度)

経営基盤の維持・充実

- 経営基本目標・営業目標の達成
- 組合員の増加
- 組合員との関係性の深化
- 利用分量配当の定着
- 長期的視点での経営検討

経営力の強化・向上

- 効果的な営業戦略・広報戦略の実施
- 預金積金の確保
- 貸付金の増加
- 余剰資金運用益の確保
- 経費の削減

組織力の強化・向上

- 組織運営の効率化・組織強化
- 人材育成の強化
- ワーク・ライフ・マネジメントの積極的推進
- 役職員の意識共有の強化
- 関係団体との連携強化

健全経営の維持・強化

- ガバナンスの強化
- コンプライアンスの堅持・深化
- リスク管理の向上・深化
- 顧客保護、個人情報保護等への不断の取組
- 積極的な情報開示

令和2年度 経営環境・事業概況

日本銀行は、平成25年4月に「量的・質的金融緩和」を導入して以来、平成28年1月には「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入、平成28年7月には「金融緩和の強化」を、そして平成28年9月には「量的・質的金融緩和」導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証を行いその結果を踏まえて金融緩和強化のための新しい枠組みである「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、現在に至っています。

このような日本銀行の異次元金融緩和政策とりわけ平成28年1月の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入以来、長期にわたり、市場金利は極めて低水準で推移する状況が続いています。

当組合の経営環境は、超低金利の金利環境のもと、余剰資金運用益の低下や、利ザヤ減少による他金融機関との競争激化などにより厳しい状況が続いています。さらには新型コロナウイルス感染症の影響により我が国経済は依然として厳しい状況にあり、今後の影響拡大が懸念されます。

このような経営環境のなか、令和2年度決算は経常収益275百万円(前期216百万円、59百万円の増加)、経常利益11百万円(前期66百万円、55百万円の減少)、当期純利益8百万円(前期54百万円、46百万円の減少)となり、前期と比べ増収減益となりました。

また、一時的な変動要因の影響を除いた金融機関の基本業務による収益力を表したコア業務純益は53百万円(前期63百万円、10百万円の減少)となりました。

①預金積金

当期末の預金積金残高は16,412百万円で、前期末16,163百万円に対し249百万円(1.54%)の増加となりました。

退職者優遇金利定期預金、サマー、ウインターの各キャンペーンを効果的に展開した結果、個人預金残高が184百万円増加するとともに、法人預金残高が64百万円増加しました。

②貸出金

当期末の貸出金残高は4,582百万円で、前期末4,627百万円に対し45百万円(0.97%)の減少となりました。

平成29年1月に創設した新しい住宅ローンの残高は1,819百万円となり、全体の約4割を占めるに至りましたが、当期についてはコロナ禍での外出自粛により住宅関係の契約が停滞し融資実行が伸び悩み、全体の貸出金残高が減少する要因となっています。

また、マイカーローンは、金利引下げキャンペーンを実施したことにより残高は951百万円となり、前期末883百万円に対し68百万円(7.75%)の増加となりました。

③余資運用

当期末の有価証券保有残高は11,063百万円で、前期末11,901百万円に対し837百万円(7.03%)の減少となりました。一方、預け金残高は3,187百万円で、前期末2,190百万円に対し997百万円(45.53%)の増加となりました。

④損益

収益面では、貸出金利息が73百万円(前期80百万円、6百万円の減少)、有価証券利息配当金が115百万円(前期124百万円、8百万円の減少)となりました。

ともに、超低金利の金利環境の影響を受け、過去の高金利の貸出金や有価証券が償還となり新たな貸出や有価証券運用が低金利となったことが減少の要因であり、貸出金利回りは1.65%(前期1.75%)で0.10ポイントの低下、有価証券利回りは1.03%(前期1.08%)で0.05ポイントの低下となっています。

費用面では、預金利息が11百万円(前期12百万円、1百万円の減少)となりました。預金利回りは0.06%(前期0.07%)で0.01ポイントの低下となっています。また、前年度途中退職者の不補充等による人件費の減及び経費節減等による物件費の減に伴い経費が120百万円(前期125百万円、4百万円の減少)となりました。

このほか、保有する社債2銘柄について、時価が下落し評価損が発生したため当組合基準に基づきロスカットを行った結果116百万円の国債等債券売却損が生じたものの、一方で評価益が発生している社債等の債券5銘柄を売却することにより78百万円の国債等債券売却益を得ています。

⑤組合員

当期末の組合員は、9,049人(前期末8,962人、87人の増加)となり、出資金は188百万円(前期末180百万円、8百万円の増加)となりました。

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、「総会」を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員が多く、「総会」の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、各事業年度に係る計算書類の承認、事業計画及び収支予算の設定、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方若しくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を9つの区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っていません。

(2) 定数

総代の定数は、125人以上135人以内です。選挙区別の選挙すべき総代数は、定款で定める範囲内において理事会で定めており、令和3年度においては各選挙区毎に総代基礎数5人を設け、更に、各選挙区の組合員数100人につき1人を加算して算出して選挙すべき総代数としております。

(3) 任期

総代の任期は3年となっています。

なお、総代氏名につきましては当組合事務所に閲覧可能です。

■総代会の決議事項等の議事概要

第73期通常総代会が、令和3年6月25日に三重県勤労者福祉会館で開催されました。当日は総代129名のうち、出席128名(うち、書面決議書97名)のもと、全議案が可決・承認されるとともに、理事10名の任期満了、理事1名の辞任、監事2名の任期満了に伴う選挙が行われました。

報告事項

令和2年度(第72期)事業報告について

決議事項

第1号議案 令和2年度(第72期)計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)の承認について

第2号議案 令和3年度(第73期)事業計画(案)及び収支予算(案)の設定について

役員選挙 理事11名、監事2名を選出

■総代選挙区の状況

(令和3年7月1日現在)

本庁選挙区	総代数	地域選挙区	総代数
知事部局	16	桑名・四日市・鈴鹿	8
出納局・各種委員会・ 県議会事務局・教育委員会・ 企業庁・病院事業庁	11	津・伊賀	9
三重県警察	24	松阪・伊勢・志摩	9
三重労働局・ 社会保険関係機関・ 四日市港管理組合・ 職員労働組合・ 総合医療センター・ 志摩病院・その他団体等	8	尾鷲・熊野	6
退職組合員	38	小計	32
小計	97	合計	129



貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円で表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しており、0.0万円と表示したものは百万円未満を表します。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- その他の有形固定資産 4年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び重要注先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき融資課および総務企画課が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 326,130百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 282,169百万円 |
| 差引額 | 43,960百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合
〔自)令和2年4月1日(至)令和3年3月31日〕0.075%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金4百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
9. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
10. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 19百万円
12. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は15百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
13. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円であり、
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
14. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
15. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25百万円であり、
なお、12.から15.に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。
16. 出資1口あたりの純資産額は、13,266円82銭です。
17. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金および有価証券です。有価証券は、債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理規程及び貸付規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、融資課により行われ、また、定期的に職場内のリスク管理会議や経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。また、その結果を理事会にて報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
当組合は、統合的リスク管理によって為替の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。また、その結果を理事会にて報告しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営方針に基づき、余資運用規程に従い行なっております。また、総務企画課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、リスク管理会議及び理事会において定期的に報告しております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七

号)において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、経済価値は、667百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、統合的リスク管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあり得ます。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項
令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	3,187	3,188	1
(2) 有価証券	11,063	11,063	—
その他有価証券	11,063	11,063	—
(3) 貸出金(*1)	4,582		
貸倒引当金(*2)	△27		
	4,554	4,695	140
金融資産計	18,805	18,947	142
(1) 預金積金(*1)	16,412	16,452	40
金融負債計	16,412	16,452	40

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融負債

(1) 預金積金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については19.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	0
全信組連出資金(*)	173
合 計	173

(*非上場株式及び全信組連出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	—	—	—
債 券	9,104	8,762	342
国 債	117	100	16
地 方 債	1,241	1,200	41
社 債	7,745	7,461	283
その他	—	—	—
外国証券	—	—	—
小計	9,104	8,762	342

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	81百万円	99百万円	△17百万円
債 券	1,777	1,810	△33
国 債	197	199	△1
地 方 債	—	—	—
社 債	1,580	1,611	△31
その他	99	100	0
外国証券	99	100	0
小 計	1,959	2,010	△51
合 計	11,063	10,772	290

(次ページに続く)

経理・経営内容

(前ページより続き)

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落して、評価差額を当該事業年度の損失として処理(減損処理)したものはありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
663百万円	78百万円	116百万円

21. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	1,610百万円	2,845百万円	2,607百万円	3,817百万円
国債	—	—	—	314
地方債	804	203	—	233
社債	806	2,641	2,607	3,269
その他	—	99	—	—
外国証券	—	99	—	—
合計	1,610	2,944	2,607	3,817

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32百万円であります。これらはすべて、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を請求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	2百万円	
未払事業税	0	
その他	1	
繰延税金資産合計	3	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	79	
繰延税金負債合計	79	
繰延税金負債の純額	76百万円	

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 費 用	149,951	264,173
資金調達費用	12,606	11,169
預 金 利 息	12,593	11,168
給付補填備金繰入額	13	0
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	—	—
売 渡 手 形 利 息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	12,012	12,038
支払為替手数料	808	753
その他の役務費用	11,204	11,284
そ の 他 業 務 費 用	—	116,318
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	116,318
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経 費	125,326	120,409
人 件 費	88,567	84,968
物 件 費	36,523	35,247
税 金	235	193
そ の 他 経 常 費 用	6	4,237
貸倒引当金繰入額	—	4,236
貸 出 金 償 却	—	—
株式等売却損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	6	0
経 常 利 益	66,629	11,614
特 別 利 益	35	—
固定資産処分益	35	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	—	0
固定資産処分損	—	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	66,664	11,614
法人税、住民税及び事業税等	10,011	1,598
法人税等調整額	1,942	1,436
法人税等合計	11,953	3,035
当 期 純 利 益	54,711	8,578
繰越金(当期首残高)	152,826	192,634
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金	207,537	201,213

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 45円95銭

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	216,580	275,788
資金運用収益	210,157	195,649
貸 出 金 利 息	80,048	73,738
預 け 金 利 息	1,707	2,216
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	124,071	115,604
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	4,329	4,088
役 務 取 引 等 収 益	—	—
受入為替手数料	—	—
その他の役務収益	—	—
そ の 他 業 務 収 益	3,476	80,139
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	78,853
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,476	1,285
そ の 他 経 常 収 益	2,946	—
貸倒引当金戻入益	310	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	2,635	—

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	207,537	201,213
積立金取崩額	—	—
剰余金処分数額	14,903	20,133
利益準備金	2,635	8,149
普通出資に対する配当金	7,215	7,466
	(年4%の割合)	(年4%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	5,052	4,518
預金利息等	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
貸付金利息	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	192,634	181,079

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	88,567	84,968
報酬給料手当	73,557	69,515
退職給付費用	154	1,523
そ の 他	14,856	13,929
物 件 費	36,523	35,247
事務費	18,557	18,659
固定資産費	4,901	4,742
事業費	3,534	3,231
人事厚生費	576	418
有形固定資産償却	2,938	2,357
無形固定資産償却	874	865
そ の 他	5,140	4,973
税 金	235	193
経 費 合 計	125,326	120,409

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	210,157	195,649
資金調達費用	12,606	11,169
資金運用収支	197,550	184,479
役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	12,012	12,038
役員取引等収支	△12,012	△12,038
その他業務収益	3,476	80,139
その他業務費用	—	116,318
その他の業務収支	3,476	△36,179
業務粗利益	189,015	136,261
業務粗利益率	1.03 %	0.73 %
業務純益	63,688	15,851
実質業務純益	63,688	15,851
コア業務純益	63,688	53,316
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	63,688	53,316

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△10,333	△14,508
支払利息の増減	△4,448	△1,437

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	323,160	233,069	270,827	216,580	275,788
経常利益	151,054	65,016	112,575	66,629	11,614
当期純利益	118,133	52,906	88,129	54,711	8,578
預金積金残高	15,720,918	15,916,150	15,857,434	16,163,095	16,412,274
貸出金残高	4,327,194	4,622,853	4,578,238	4,627,382	4,582,379
有価証券残高	12,211,080	12,206,005	12,082,760	11,901,060	11,063,360
総資産額	18,590,460	18,813,814	18,773,575	18,917,491	19,022,811
純資産額	2,589,074	2,635,448	2,675,313	2,588,434	2,498,024
自己資本比率(単体)	25.64 %	25.64 %	25.85 %	25.83 %	26.11 %
出資総額	164,672	170,113	177,507	180,142	188,291
出資総口数	164,672 □	170,113 □	177,507 □	180,142 □	188,291 □
出資に対する配当金	6,500	6,732	7,003	7,215	7,466
職員数	9 人	9 人	9 人	8 人	7 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の充実状況

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,270,193	2,274,937
うち、出資金及び資本剰余金の額	180,142	188,291
うち、利益剰余金の額	2,102,320	2,098,630
うち、外部流出予定額 (△)	12,268	11,984
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,966	14,539
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14,966	14,539
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,285,160	2,289,476
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,364	736
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,364	736
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,364	736
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,283,796	2,288,740
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,452,535	8,391,902
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	386,559	371,380
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	8,839,094	8,763,282
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	25.83%	26.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	令和元年度	18,303 <small>百万円</small>	210,157 <small>千円</small>	1.14 %	
	令和2年度	18,599	195,649	1.05	
	う ち	令和元年度	4,569	80,048	1.75
	貸 出 金	令和2年度	4,444	73,738	1.65
	う ち	令和元年度	2,162	1,707	0.07
	預 け 金	令和2年度	2,793	2,216	0.07
	う ち	令和元年度	11,398	124,071	1.08
	有 価 証 券	令和2年度	11,187	115,604	1.03
	資 金 調 達 勘 定	令和元年度	16,027	12,606	0.07
	令和2年度	16,307	11,169	0.06	
う ち	令和元年度	16,027	12,606	0.07	
預 金 積 金	令和2年度	16,307	11,169	0.06	
う ち	令和元年度	—	—	—	
譲 渡 性 預 金	令和2年度	—	—	—	
う ち	令和元年度	—	—	—	
借 用 金	令和2年度	—	—	—	

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.36	0.06
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.29	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.14	1.05
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.86	0.80
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.28	0.24

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

経理・経営内容

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	9,743	9,259	484	9,104	8,762	342
	国 債	238	200	37	117	100	16
	地 方 債	1,469	1,401	68	1,241	1,200	41
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,035	7,657	378	7,745	7,461	283
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	9,743	9,259	484	9,104	8,762	342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	74	99	△25	81	99	△17
	債 券	1,988	2,020	△32	1,777	1,810	△33
	国 債	—	—	—	197	199	△1
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,988	2,020	△32	1,580	1,611	△31
	そ の 他	94	100	△5	99	100	0
	外 国 証 券	94	100	△5	99	100	0
	小 計	2,157	2,220	△62	1,959	2,010	△51
	合 計	11,901	11,479	421	11,063	10,772	290

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「社債」は、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、帳簿価格で表示しております。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
合 計	0	0

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度	
預 貸 率	(期 末)	28.62	27.92
	(期 中 平 均)	28.51	27.25
預 証 率	(期 末)	73.63	67.40
	(期 中 平 均)	71.11	68.60

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
職員1人当りの預金残高	2,020	2,344
職員1人当りの貸出金残高	578	654

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	646	4.0	659	4.0
定期性預金	15,380	96.0	15,647	96.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	16,027	100.0	16,307	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	15,285	94.6	15,470	94.3
法人	877	5.4	942	5.7
合 計	16,163	100.0	16,412	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	15,498	15,755
変動金利定期預金	—	—
合 計	15,498	15,755

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	—	—	—	—
証書貸付	4,520	98.9	4,405	99.1
当座貸越	48	1.1	38	0.9
合 計	4,569	100.0	4,444	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	200	1.7	223	2.0
地方債	1,402	12.3	1,352	12.1
短期社債	—	—	—	—
社債	9,596	84.2	9,412	84.1
株式	99	0.9	99	0.9
外国証券	99	0.9	99	0.9
その他の証券	—	—	—	—
合 計	11,398	100.0	11,187	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
		国債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —
地方債	令和元年度末	100	915	102	351	—
	令和2年度末	804	203	—	233	—
短期社債	令和元年度末	—	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—	—
社債	令和元年度末	1,005	3,255	2,730	3,032	—
	令和2年度末	806	2,641	2,607	3,269	—
株式	令和元年度末	—	—	—	—	74
	令和2年度末	—	—	—	—	81
外国証券	令和元年度末	—	94	—	—	—
	令和2年度末	—	99	—	—	—
その他の証券	令和元年度末	—	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—	—
合 計	令和元年度末	1,106	4,265	2,832	3,621	74
	令和2年度末	1,610	2,944	2,607	3,817	81

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
有価証券	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
動 産	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
不 動 産	令和元年度末	2,552	55.1
	令和2年度末	2,610	57.0
そ の 他	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
小 計	令和元年度末	2,552	55.1
	令和2年度末	2,610	57.0
信用保証協会・信用保険	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
保 証	令和元年度末	554	12.0
	令和2年度末	426	9.3
信 用	令和元年度末	1,520	32.9
	令和2年度末	1,545	33.7
合 計	令和元年度末	4,627	100.0
	令和2年度末	4,582	100.0

資金運用

貸出金利区別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	720	686
変動金利貸出	3,907	3,896
合 計	4,627	4,582

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,528	33.0	1,542	33.7
設 備 資 金	3,098	67.0	3,040	66.3
合 計	4,627	100.0	4,582	100.0

貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	14	0	14	0
個別貸倒引当金	10	0	13	2
貸倒引当金合計	25	0	27	2

(注)当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	4,627	100.0	4,582	100.0
合 計	4,627	100.0	4,582	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	14	3	10	14	99.0	98.6
	令和2年度	15	2	13	15	99.4	99.3
危険債権	令和元年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	令和元年度	16	4	0	4	27.5	0.4
	令和2年度	15	2	0	2	15.2	0.3
金融再生法開示債権計	令和元年度	31	8	10	18	60.7	46.0
	令和2年度	31	4	13	18	58.2	51.2
正常債権	令和元年度	4,602					
	令和2年度	4,556					
合 計	令和元年度	4,633					
	令和2年度	4,588					

- (注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	0	—	—	—
	令和2年度	0	—	—	—
延滞債権	令和元年度	14	3	10	100.0
	令和2年度	15	2	13	100.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	10	—	0	0.3
	令和2年度	9	—	0	0.3
合 計	令和元年度	24	3	10	57.7
	令和2年度	25	2	13	60.8

- (注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 7.「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

◆コンプライアンス基本方針

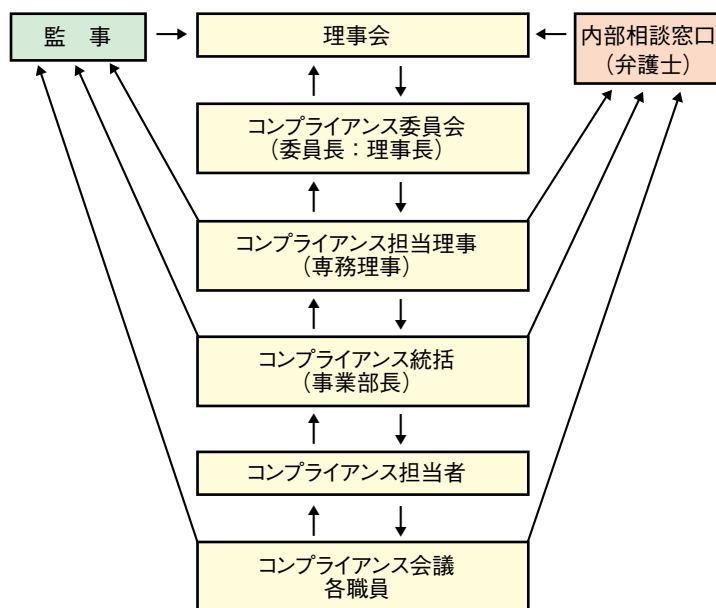
当組合は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)を「役職員が法令、諸規則、諸規程を遵守し、もって企業倫理にもとることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいう。」と定義し、「経営上の最重要課題の一つであると位置付け」ています。

さらに「コンプライアンス方針」及び「令和3年度事業計画」の重点取組事項④健全経営の維持・強化(2)コンプライアンスの堅持・深化の項目で「コンプライアンスは経営の最重要課題の一つであり、さらなるコンプライアンスの堅持・深化のために、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、コンプライアンス体制を有効に機能させるとともに、「令和3年度コンプライアンス・プログラム」に具体的な取組みを定め着実に実施します。」と定めています。

令和3年度コンプライアンス・プログラムでは、21の具体的な取組みを定め、四半期毎に進捗状況管理を行い、上期下期毎に成果の評価をしています。

◆コンプライアンス体制

コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス統括ならびにコンプライアンス担当者を設置し、法務問題等が一元管理できる体制をとっています。



報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、常勤役員は、一般職に属する県職員給料を参考にして理事会で決定し、年額を月割支給しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で支給の決定をし、金額については理事会で、事業成績、在任期間その他を勘案してその額を決定しております。ただし、県職員を退職して役員となった常勤役員には支給していません。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	14,571

注1. 対象役員に該当する理事は2名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」14,571千円となっております。

【その他】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。

【窓口:三重県職員信用組合 預金課】 059-228-5205

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び当組合の休業日は除く)

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.sansyokushin.shinkumi.jp>

●紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777)

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター

(電話:0564-54-9449)

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。

【窓口:(一社)東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分

・電 話 052-451-2110

・住 所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21

【窓口:(一社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時～午後5時

・電 話 03-3567-2456

・住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	三重県職員信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	188百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

注. 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を保っております。また、当組合は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると認識しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

なお、中期経営計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定したものであります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し発生する経済的損失をいいます。 当組合は、融資に当たり、審査態勢を整備し、安全性、公共性、流動性の原則に従った厳正な審査に基づき、健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行うとともに、債権の管理に当たり、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことにより、収益力の向上を目指し、信用リスクの適切な管理を行っています。
管理体制	一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理会議で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告し対応方針の決定を行う態勢を整備しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、大口与信先の管理など、分析に注力しております。 また、信用リスクの計測については、「自己査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、計測を行っています。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
株式会社 日本格付研究所 (JCR)	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財産・負債状況など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、政府関係機関保証、民間保証があり、その手続については、「貸付規程」、「自己査定規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

また与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「金融機関の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。
管理体制	オペレーショナルリスクについては、リスク管理会議等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告し、対応方針を決定する態勢を整備しております。
評価・計測	当組合は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考へ、管理体制や管理方法をリスク管理規程に定めており、確実にリスクを認識し、評価しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は基礎的手法を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、当組合においては、全国信用協同組合連合会への出資金及び政策投資株式が該当します。 これらについては、当組合が定める「余資運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。
管理体制	リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。
管理体制	銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である Δ EVE及び期間収益の変動額である Δ NIIをSMBC日興証券の「NBAシステム」により定期的に計測を行い、リスク管理会議で協議・検討を行っております。
評価・計測	上記の対応を通じ、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■金利リスクの算定手法の概要

- ・計測手法
再評価法
- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金
- ・行動オプション性の考慮
 - ・コア預金
対 象：流動性預金
算定方法：①過去5年の最低残高、
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、
③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限としております。
 - 満 期：2.5年にコア預金残高全額があると想定
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・通貨ごとに計測した金利リスク量の集計方法
通貨間の相関は考慮しておりません。
- ・金利ショック幅
100BPVの採用(Δ EVEの場合、円金利のショック幅は同じで、外貨金利の場合にはショック幅が異なります)
- ・リスク計測の頻度
四半期毎(3、6、9、12月末)

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		Δ EVE		Δ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	667	715	38	41				
2	下方パラレルシフト	0	0	2	2				
3	スティープ化	530	569						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	667	715	38	41				
		ホ		ハ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	2,288		2,283					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

一定量的事項

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.9をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当する項目…該当事項なし
- 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.17をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	8,452	338	8,391	335
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	8,452	338	8,391	335
(i) ソブリン向け	264	10	244	9
(ii) 金融機関向け	458	18	657	26
(iii) 法人等向け	3,557	142	3,374	134
(iv) 中小企業等・個人向け	1,329	53	1,246	49
(v) 抵当権付住宅ローン	278	11	362	14
(vi) 不動産取得等事業向け	300	12	400	16
(vii) 三月以上延滞等	2	0	1	0
(viii) 出資等	99	3	99	3
出資等のエクスポージャー	99	3	99	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	173	6	173	6
(xi) その他	1,989	79	1,831	73
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	386	15	371	14
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	8,839	353	8,763	350

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には「(iv)中小企業等・個人向け」の要件を満たさない個人向けエクスポージャー、有形固定資産、無形固定資産等が該当します。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.13の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高													
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国	18,440	18,679	4,648	4,604	11,302	10,592	—	—	2,488	3,482	14	15		
国	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	18,540	18,779	4,648	4,604	11,402	10,692	—	—	2,488	3,482	14	15		
製造業	1,707	1,608	—	—	1,707	1,608	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,101	901	—	—	1,101	901	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,517	1,515	—	—	1,517	1,515	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	402	401	—	—	402	401	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	2,792	3,789	—	—	501	501	—	—	2,290	3,288	—	—	—	—
不動産業	1,308	1,308	—	—	1,308	1,308	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	4,763	4,355	—	—	4,763	4,355	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	4,648	4,604	4,648	4,604	—	—	—	—	—	—	14	15	—	—
その他	198	193	—	—	—	—	—	—	198	193	—	—	—	—
業種別合計	18,540	18,779	4,648	4,604	11,402	10,692	—	—	2,488	3,482	14	15		
1年以下	2,682	3,973	129	119	1,103	1,604	—	—	1,449	2,249	—	—	—	—
1年超3年以下	2,395	1,461	388	359	2,006	1,101	—	—	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	2,756	2,345	551	543	2,204	1,801	—	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,427	1,530	315	317	1,112	1,213	—	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	2,168	1,831	558	525	1,610	1,306	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超	6,071	6,403	2,705	2,738	3,365	3,664	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	840	1,038	—	—	—	—	—	—	840	1,038	—	—	—	—
その他	198	193	—	—	—	—	—	—	198	193	—	—	—	—
残存期間別合計	18,540	18,779	4,648	4,604	11,402	10,692	—	—	2,488	3,482	14	15		

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4.CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度			
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	10	10	10	13	0	1	10	10	10	13	—	—	—
合計	10	10	10	13	0	1	10	10	10	13	—	—	—

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,219	—	2,018
10%	—	2,445	—	2,242
20%	3,192	100	3,789	100
35%	—	795	—	1,036
50%	3,921	14	4,122	15
75%	—	1,867	—	1,733
100%	1,716	2,262	1,613	2,104
150%	—	0	—	0
250%	—	4	—	3
1250%	—	—	—	—
合 計	8,830	9,710	9,525	9,253

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		—	—	910	737	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	74	74	81	81
非 上 場 株 式 等	173	—	173	—
合 計	247	74	255	81

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)／職域密着型金融の推進

職域信用組合としての経営姿勢

三重県職員信用組合は、三重県及び三重県警察並びに三重県関係団体各職員を組合員とする職域信用組合です。職域信用組合は、特定の団体の職場に勤務する人たちがお互いに助け合いながら組合員の経済的地位の向上を目的とした協同組織の金融機関です。
三重県職員信用組合は、組合員の皆さまのためにお役に立ち信頼される金融機関であり続けます。

融資を通じた職域貢献

I 貸出の件数・金額

- ・貸出総件数 3,231 件
- ・貸出総額 4,582 百万円

融資種別	件数	残高(百万円)
フリーローン	656	213
教育資金	617	317
マイカーローン	1,339	951
住宅ローン	541	3,040
その他の他	78	58

II 組合員のニーズに応じた金融商品の提供

令和2年12月から令和3年7月までマイカーローンの金利引下げキャンペーンを行いました。

III 生活相談の実施

融資の申込みや返済相談の際には、必要に応じて組合員の生活相談を行っています。

預金を通じた職域貢献

I 賞与天引きでさらに利率優遇されるキャンペーン定期預金

夏・冬の賞与に合わせたキャンペーン定期預金「サマーキャンペーン」「ウインターキャンペーン」は賞与天引きでお申込みいただくことで更に金利の優遇を行っております。

II 「退職優遇金利定期預金」

キャンペーン期間が退職金支給から1年間と長く、お客様の都合に合わせた預け入れが可能です。令和2年度は84名の方から大切な退職金をお預かりしました。

利益還元による職域貢献

令和2年度は、8百万円の純利益を計上し、安定経営を維持することが出来ました。

これにより、令和2年度の配当金は出資配当が年利4%、利用分量配当が「預金利息等100円につき5円」、「融資利息100円につき5円」とさせていただきます。

お支払いする配当総額は11百万円となります。

文化活動・社会福祉活動等への社会貢献活動

三重県及び三重県警察等の要請に応え、各種の文化活動、社会福祉活動等に賛助、協賛、支援をするなど職域に根ざした社会貢献活動を実施しています。

- 三重県総合文化センター協賛
- 公益財団法人三重県立美術館協力会賛助会員
- 三重県総合博物館「企業パートナーシップ」会員
- 公益財団法人暴力追放三重県民センター賛助会員
- 一般財団法人三重県交通安全協会賛助会員
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター賛助会員
- 社会福祉法人中部盲導犬協会の盲導犬育成事業を募金箱の設置により支援

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

該当事項なし

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月28日
三重県職員信用組合

理事長 紀平 勉

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	CD・ATM
三重県職員信用組合	〒514-8570 三重県津市広明町13番地	059-228-5205	—

令和3年7月1日現在

■主要な事業の内容

- 預金業務**
普通預金、定期預金、定期積金、別段預金を取扱っております。
- 貸出業務**
証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- 有価証券投資業務**
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 商品有価証券売買業務**
取扱っておりません。
- 内国為替業務**
取扱っておりません。
- 外国為替業務**
取扱っておりません。
- 社債受託及び登録業務**
取扱っておりません。
- 金融先物取引等の受託等業務**
取扱っておりません。

トピックス

- 「有担保大口住宅ローン」が多くの皆様からご好評いただいています。ご利用いただきやすい金利設定とともに、保証料、保険料、手数料を無料としています。組合員の皆さまに分かりやすく利用しやすい内容としています。ぜひご利用ください。
- 令和3年7月12日に出資配当と利用分量配当を行いました。利用分量配当とは、組合の事業を利用していただいた分量に応じて行う配当金です。配当金の算出は、組合から預金者に支払った預金利息等及び貸付利用者が組合に支払った貸付金利息を基準額にして、それぞれの配当割合に応じて計算しています。
- ホームページを開設しています。詳しい情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>



三職信の配当金

令和2年度(令和3年7月支払)実績

↓
平成28年度(平成29年7月支払)実績

融資
ご利用の方

一年間にお支払い
いただいた利息について、
100円につき5円を還元しました。

預金
ご利用の方

一年間にお支払いしました
預金利息等について、
**100円につき5円をさらに
配当金でお支払い**しました。

組合員
として

出資金に対して、
4%を配当しました。

- * 毎年、6月下旬に開催の通常総代会で、組合員の代表である総代の皆さまの承認を得て、配当割合(率)が決定します。
- * 通常総代会終了後、皆さまの当組合普通預金口座に入金するとともに、配当金支払通知書を送付します。
- * 配当割合(率)は、当該年度の業績により変動する場合があります。また、配当できない場合もありますのでご了承ください。

三重県職員信用組合

三職信

検索



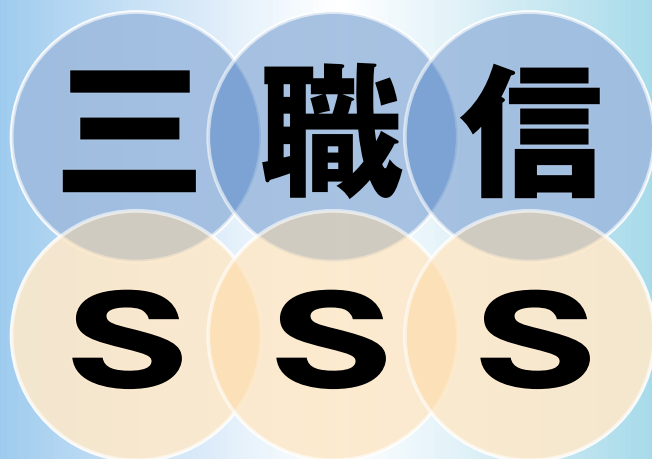
<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>

TEL:059-228-5205

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	……………2	【貸出金等に関する指標】	
【概況・組織】		33. 貸出金種類別平均残高 *	……………12
1. 事業方針	……………3	34. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	……………12
2. 事業の組織 *	……………2	35. 貸出金金利区分別残高 *	……………13
3. 役員一覧 *	……………2	36. 貸出金使途別残高 *	……………13
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	……………21	37. 貸出金業種別残高・構成比 *	……………13
5. 組合員の推移	……………2	38. 預貸率（期末・期中平均） *	……………11
【主要事業内容】		39. 職員1人当りの貸出金残高	……………11
6. 主要な事業の内容 *	……………21	【有価証券に関する指標】	
7. 信用組合の代理業者 *	……………取扱いなし	40. 商品有価証券の種類別平均残高 *	……………取扱いなし
【業務に関する事項】		41. 有価証券種類別平均残高 *	……………12
8. 事業の概況 *	……………3	42. 有価証券種類別残存期間別残高 *	……………12
9. 経常収益 *	……………8	43. 預証率（期末・期中平均） *	……………11
10. 業務純益等 *	……………8	【経営管理体制に関する事項】	
11. 経常利益（損失） *	……………8	44. 法令遵守の体制 *	……………15
12. 当期純利益（損失） *	……………8	45. リスク管理体制 *	……………16.17
13. 出資総額、出資総口数 *	……………8	資料編	……………18.19.20
14. 純資産額 *	……………8	46. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	……………15
15. 総資産額 *	……………8	【財産の状況】	
16. 預金積金残高 *	……………8	47. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *	……………5.6.7.8
17. 貸出金残高 *	……………8	48. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *	……………14
18. 有価証券残高 *	……………8	(1) 破綻先債権	
19. 単体自己資本比率 *	……………8	(2) 延滞債権	
20. 出資配当金 *	……………8	(3) 3か月以上延滞債権	
21. 職員数 *	……………8	(4) 貸出条件緩和債権	
【主要業務に関する指標】		49. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *	……………14
22. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	……………8	50. 自己資本の充実状況（自己資本比率明細） *	……………9
23. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *	……………8	51. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	……………10.11
24. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	……………10	52. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	……………13
25. 受取利息、支払利息の増減 *	……………8	53. 貸出金償却額 *	……………13
26. 経費の内訳	……………8	54. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **	……………21
27. 総資産経常利益率 *	……………10	【地域貢献に関する事項】	
28. 総資産当期純利益率 *	……………10	55. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等） **	……………21
【預金に関する指標】		56. 職域密着型金融の推進	……………21
29. 預金種目別平均残高 *	……………12	57. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況 *	……………21
30. 預金者別預金残高	……………12	58. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について **	……………該当なし
31. 職員1人当りの預金残高	……………11	【その他】	
32. 定期預金種類別残高 *	……………12	59. トピックス	……………21
		60. 当組合の沿革と概要	……………2
		61. 継続企業の前提の重要な疑義 *	……………該当なし
		62. 総代会について **	……………4
		63. 報酬体系について **	……………15
		64. 営業のご案内	……………22

(注)本紙に掲載している係数は原則、単位未満を切捨てて表示しています。



三重県職員信用組合(さんしょくしん)のSSS(トリプルएस)

SIMPLE + SEIJITSU → SHINRAI

三重県職員信用組合

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

TEL 059-228-5205

FAX 059-228-3700



<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>

